

第1回大阪府学校教育審議会商業教育部会

日 時 令和8年1月30日（金）15：00～

会 場 大阪府庁別館6階委員会議室

次 第

1 開 会

2 審 議

3 閉 会

配付資料

- ・次第
- ・大阪府学校教育審議会商業教育部会委員名簿
- ・配席図
- ・大阪府学校教育審議会規則
- ・大阪府学校教育審議会商業教育部会運営要綱
- ・資料1－1 諮問書（写）
- ・資料1－2 審議内容・スケジュール
- ・資料2 第1回大阪府学校教育審議会商業教育部会資料
- ・資料3 中川委員提供資料
- ・資料4 林委員提供資料
- ・資料5 小林委員提供資料

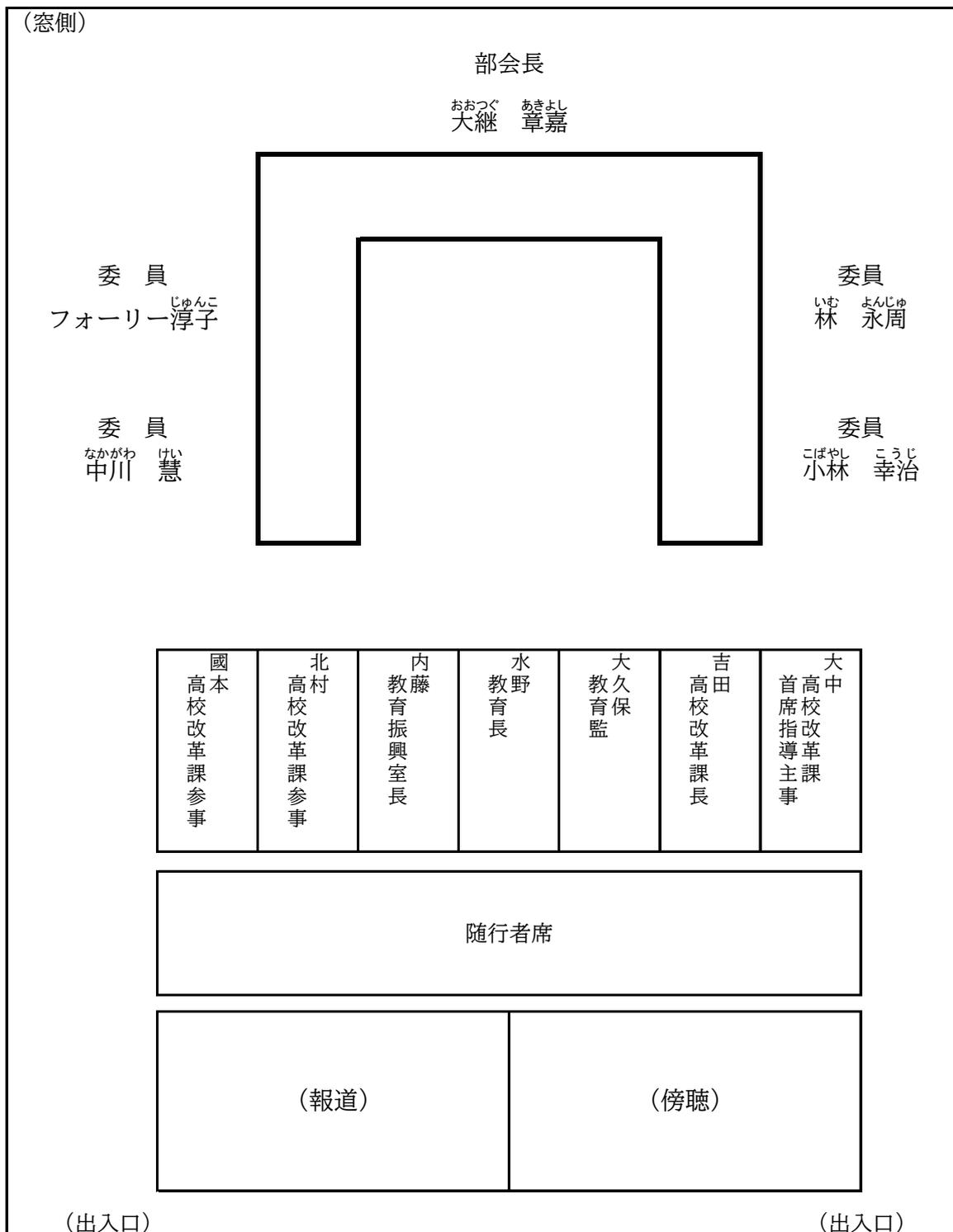
大阪府学校教育審議会
商業教育部会 委員名簿

(五十音順)

氏名	職名
いむ ぶんじゅう 林 永周	立命館大学 経営学部 准教授
おおつぐ あきよし 大継 章嘉	大阪教育大学 総合教育系 高度教職開発部門 特任教授
こばやし こうじ 小林 幸治	大阪商工会議所 人材開発部 部長
なかがわ けい 中川 慧	大阪公立大学 経営学研究科 教授
フォーリー じゅんこ フォーリー 淳子	大同門株式会社 代表取締役社長

第1回大阪府学校教育審議会商業教育部会 配席図

令和8年1月30日（金曜日）
大阪府庁別館6階 委員会議室



○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日
大阪府教育委員会規則第四号
改正 昭和四五年四月三日教委規則第四号
昭和四七年一二月二三日教委規則第一三号
昭和五一年三月三十一日教委規則第六号
昭和五二年六月一三日教委規則第八号
昭和五四年一一月五日教委規則第八号
昭和五六年三月三十一日教委規則第二号
昭和六〇年三月三〇日教委規則第四号
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一一号
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一二号
昭和六三年四月一日教委規則第二号
平成四年三月三十一日教委規則第八号
平成一一年三月三十一日教委規則第二号
平成一二年七月四日教委規則第一六号
平成一八年三月三十一日教委規則第四号
平成一九年三月三〇日教委規則第一一号
平成二〇年七月三〇日教委規則第一七号
平成二三年三月二八日教委規則第三号
平成二四年三月三〇日教委規則第三号
平成二四年一一月一日教委規則第三五号
平成二八年三月三十一日教委規則第一五号
令和二年一二月一一日教委規則第一七号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正)

(部会)

第七条 審議会に必要な応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。
(平一二教委規則一六・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則(昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号)は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。
(平二〇教委規則一七・追加)

附 則（昭和四五年教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年教委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年教委規則第六号）

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年教委規則第二号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年教委規則第四号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年教委規則第一二号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附 則（昭和六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

- 2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

大阪府学校教育審議会 商業教育部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府学校教育審議会規則（昭和43年大阪府教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）に設置する商業教育部会（以下「部会」という。）に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(部会)

第2条 部会は、今後の社会状況の変化を見据え、府立商業系高等学校の現状及び課題を踏まえた、次代の府立商業系高等学校のあり方を総合的に検討するため、大阪の発展を担う人材育成に向けた商業系高校の役割や、これからの時代に応じた商業教育を実現する教育内容や教育環境について調査審議する。

(部会長)

第3条 部会長は、会務を掌理する。

2 部会長に事故があるときは、委員等のうちから部会長があらかじめ指名する委員等がその所掌事務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会に属する委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、部会で決議した事項については、審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 規則第7条第6項に基づき、部会の庶務は、審議事項を担当する大阪府教育庁教育振興室高校改革課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月30日から施行する。

(写)

大阪府学校教育審議会会長 様

次の事項について、諮問します。

「今後の府立商業系高等学校のあり方について」

令和7年12月19日

大阪府教育委員会



1 諮問事項

「今後の府立商業系高等学校のあり方について」

<審議のテーマ>

- ・大阪の発展を担う人材育成に向けた商業系高校の役割について
- ・これからの時代に応じた商業教育を実現する教育内容や教育環境のあり方について

2 諮問理由

大阪府では、これまで「卓越性」「公平性」「多様性」を基に、時代や社会の変化、また、それに伴って多様化する教育ニーズに適切に応える府立高校をめざし、社会のニーズを踏まえた教育内容の充実と就学機会の確保を前提とした効果的かつ効率的な学校配置を両輪とし、活力ある学校づくりを進めてきた。とりわけ、府立商業系高等学校は、簿記・情報処理・マーケティングなどの専門教育を通じて、大阪の経済や産業を支える人材を輩出してきた。

一方、近年、AI・デジタル技術の急速な進展や、グローバル化、少子高齢化など、社会が急激に変化する中、学校教育においては、子どもたちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められる。

このような中、令和5年6月に閣議決定された、第4期教育振興基本計画においては、「社会に開かれた教育課程」の実現にむけて、外部リソースも活用した実践的な教育等を通じて、各高等学校の魅力化・特色化を促進し、生徒の学習意欲を喚起するとともに、地域、高等教育機関、行政機関等との連携を推進することが掲げられている。

府においても、ICTの進展やグローバル化、地域経済の変化により、求められる人材像も多様化していることから、持続可能な次世代の大阪の経済・産業の創り手・担い手の育成には、これまでの商業教育の枠組みに捉われず、大阪から世界に向けて新たなビジネスを創造する意欲を育むとともに、地域や企業の価値を理解し、次世代としてその責任を引き継ぐ意識と実践力を育てる商業教育が必要である。

については、今後の社会状況の変化を見据え、府立商業系高等学校の現状及び課題を踏まえた、次代の府立商業系高等学校のあり方を総合的に検討するため、「今後の府立商業系高等学校のあり方について」、学校教育審議会にご審議をお願いするものである。

審議内容・スケジュール

スケジュール	審議内容
第1回（1月30日）	● 商業系高校の現状と未来を見据えた課題認識
第2回（3月3日）	● 今後の社会において必要とされる資質能力の育成と高大接続
第3回（3月19日）	● 大阪から世界で活躍する人材育成に向けた教育内容と教育環境
中間報告	
第4回（5月中旬）	● まとめ
令和8年6月	答申

第 1 回 大阪府学校教育審議会 商業教育部会資料

～今後の府立商業系高等学校のあり方について～

1. 現状

2. 課題認識

令和 8 年 1 月 大阪府教育庁

1 現状

学校の配置*1

➤ 令和4年に大阪市からの移管を経て、現在、大阪府立商業系高校は4校



淀商業高校 (創立：昭和23年 大阪市西淀川区)

R7.5.1	1学年	2学年	3学年
在籍生徒数(商業科)	157人	121人	153人

*2 西淀川区 51人(32.3%)，此花区 38人(24.1%)，淀川区 17人(10.8%)

鶴見商業高校 (創立：昭和38年 大阪市鶴見区)

R7.5.1	1学年	2学年	3学年
在籍生徒数	164人	168人	140人

*2 鶴見区 26人(15.9%)，城東区 21人(12.8%)，門真市 20人(12.2%)

大阪ビジネスフロンティア高校 (創立：平成24年 大阪市天王寺区)

(大阪市立東商業高校、大阪市立市岡商業高校、大阪市立天王寺商業高校を統合)

R7.5.1	1学年	2学年	3学年
在籍生徒数	239人	237人	234人

*2 東大阪市 20人(8.3%)，生野区 17人(7.1%)，東成区 15人(6.3%)

住吉商業高校 (創立：昭和23年 大阪市住之江区)

R7.5.1	1学年	2学年	3学年
在籍生徒数	148人	137人	138人

*2 住之江区 44人(30.1%)，住吉区 34人(23.3%)，堺市 12人(8.2%)

*1 全日制の課程のみ。定時制の課程(昼夜間単位制)中央高校にビジネス科を設置。

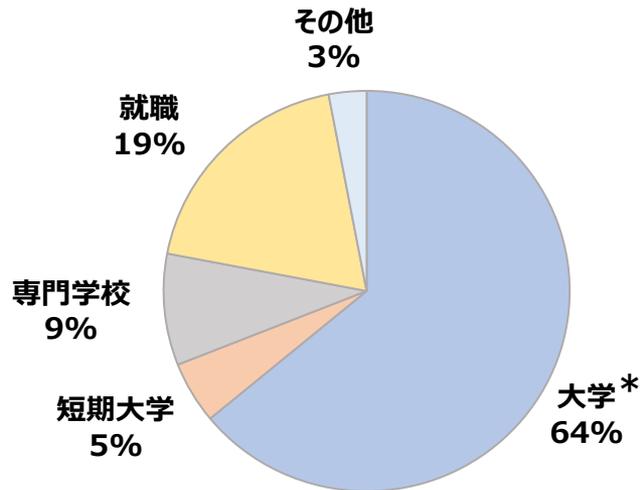
*2 令和7年度入学者選抜(一般選抜)における行政区別志願者数(割合)の上位3行政区を記載。

1 現状

卒業後の進路状況

グローバルビジネス科の進路状況

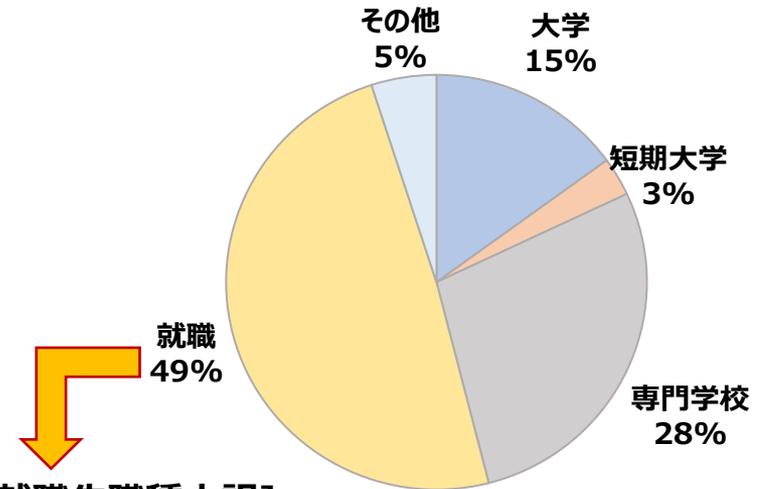
- 高校大学7年間の接続教育を柱として、ビジネスの3言語である会計・情報・英語をさらに深める教育を実施。
- 企業等連携によるビジネス教育と簿記・情報・英語の資格を用いた推薦入試等を用いて四年制大学への進学を実現



* 四年制大学への進学者はグローバルビジネス科開設以降、年々増加

商業科の進路状況

- アントレプレナーシップ教育や商品開発、観光教育などそれぞれの特色を活かしたビジネス教育を実施
- 大阪の経済・産業を支える即戦力となる人材を輩出



[就職先職種内訳]

事務従事者.....	48%	販売従事者.....	23%
生産工程従事者.....	13%	専門的・技術的職業従事者.....	5%
サービス職業従事者.....	5%	輸送・機械運転従事者.....	1%
建設・採掘従事者.....	1%	運搬・清掃・包装等従事者.....	1%

1 現状

入学者選抜の状況

▶ 前期選抜から一般選抜へ変更となった平成28年度選抜以降、志願倍率が1倍を下回る状況が続く

大阪府立商業系高校の志願倍率の状況

* 令和3年度以前は大阪市立。令和4年度より大阪府に移管

大阪府公立高等学校
前期選抜の募集人員拡大

大阪府公立高等学校
入学者選抜機会の原則一本化

選抜年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
淀商業 (商業科第一志望のみ)	1.26	1.19	1.11	1.12	0.99	1.05	0.98	0.78	1.09	0.91	0.89	0.86	0.69	0.97
鶴見商業	1.25	1.00	1.11	1.04	1.01	1.25	0.99	0.99	0.83	0.77	0.80	0.88	0.96	0.81
住吉商業	1.38	1.01	1.22	0.94	1.08	0.93	0.94	0.87	0.82	0.86	0.93	0.88	0.87	0.72
大阪ビジネス フロンティア	1.71	0.92	1.06	1.09	1.06	1.07	1.10	0.99	0.98	1.10	1.07	1.09	1.26	1.09

最近5年間の状況（一般選抜）

上段：倍率 下段：（志願者数／募集人員）

選抜年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
淀商業 (商業科第一志望のみ)	0.91 (182/200)	0.89 (178/200)	0.86 (172/200)	0.69 (138/200)	0.97 (155/160)
鶴見商業	0.77 (153/200)	0.80 (160/200)	0.88 (176/200)	0.96 (192/200)	0.81 (162/200)
住吉商業	0.86 (172/200)	0.93 (186/200)	0.88 (176/200)	0.87 (174/200)	0.72 (144/200)
大阪ビジネス フロンティア	1.10 (265/240)	1.07 (256/240)	1.09 (262/240)	1.26 (303/240)	1.09 (262/240)

2 課題認識

参考 2040年の就業構造推計

▶ AI・ロボットの活用を担う人材不足等、社会の要請に応じた人材育成へのシフトが必要

(引用元) 内閣府 新しい資本主義実現会議（第34回）資料

- 本推計では、少子高齢化による人口減少に伴って労働供給は減少するものの、AI・ロボットの活用促進や、リスキリング等による労働の質の向上により大きな不足は生じない（約200万人分の不足をカバー）。今後、シナリオ実現に向けた政策対応が必要。
- 一方、現在の人材供給のトレンドが続いた場合、職種間、学歴間によってミスマッチが発生するリスクがあり、戦略的な人材育成や円滑な労働移動の推進が必要となる。

		専門的技術的職業	事務	販売	サービス	生産工程	
職種間・学歴間のミスマッチ	職種	うちAI・ロボット等の活用を担う人材					
	2040年労働需要 (2021年現在の就業者数)	1387万人 (1281万人)	498万人 (196万人)	1166万人 (1420万人)	735万人 (834万人)	714万人 (880万人)	865万人 (885万人)
	供給とのミスマッチ ※現在のトレンドを延長した場合	-49万人	-326万人	214万人	51万人	10万人	-281万人
	学歴	高卒	短大・高専等	大学理系	院卒理系	大学文系	院卒文系
2040年労働需要 (2021年現在の就業者数)	2112万人 (2735万人)	1212万人 (1240万人)	685万人 (563万人)	227万人 (154万人)	1545万人 (1332万人)	83万人 (70万人)	
供給とのミスマッチ ※現在のトレンドを延長した場合	-37万人	-52万人	-60万人	-47万人	28万人	7万人	

(注) 産業分類は日本標準産業分類、職業分類は日本標準職業分類による。また、表中に含まれていない職業分類があるため、ミスマッチのトータルは0にならない。産業分類・職業分類は主要なもののみ掲載。

2 課題認識

商業系高校の現状・課題認識

【現状】簿記・情報処理・マーケティングなどの専門教育を通じて、大阪の経済や産業を支える人材を輩出

【課題】ビジネス界ではAIやIoTなどのデジタル技術の活用に伴い事務職などの求人の減少が見込まれる

【現状】中学校卒業段階での四年制大学等への進学ニーズの高まり

【課題】商業系高校卒業後の進路イメージが就職となっている

【現状】ビジネス系の資格取得が推薦条件となっている四年制大学が多い

【課題】資格取得のみを目的とした教育

改革

次世代の大阪の経済・産業の創り手・担い手の育成に向けた商業教育

- 大阪から世界に向けて新たなビジネスを創造する意欲を育む
- 地域や企業の価値を理解し、次世代に引き継ぐ意識と実践力を育む

- 各校において「起業家教育」「観光ビジネス」「企業連携」等をキーワードにした商業教育を展開。
- 高等教育機関との連携について、主に商業科は専門学校、グローバルビジネス科は四年制大学との連携多数。

淀商業高校（商業科）

○学びの特色

- ・ 起業体験型授業「アントレプレナーチャレンジ」において、地域の企業等と連携した大規模販売実習（淀翔モール）での企画運営や商品販売を体験
- ・ 3年次に得意分野や進路目標に合わせたコース選択（会計コース・情報コース・流通コース）

○高等教育機関や産業界との連携による学習活動(令和6年度)

- ・ 高等教育機関：3校 13件
- ・ 企業・法人等：6社 22件

鶴見商業高校（商業科）

○学びの特色

- ・ 企業と連携した課題解決型学習として、「商品開発特別プログラム」を実施。また、地元企業と連携したパンや飲料水などの商品開発や販売実習を実施。
- ・ コース等を設けず、生徒一人ひとりの進路や興味関心、に対応した学びを構成できる選択科目を設置。自己実現を見据えた学びの選択が可能な教育課程としている。

○高等教育機関や産業界との連携による学習活動(令和6年度)

- ・ 高等教育機関：1校 6件
- ・ 企業・法人等：1社 3件

住吉商業高校（商業科）

○学びの特色

- ・ 1年次の授業「ライフプランニング」において、外部講師招聘等によりコミュニケーション力、分析力、プレゼンテーション力を育成
- ・ 2年次から専門コースでの学びを実施
 スペシャリストコース…大学進学や高度な資格取得
 観光コース……………観光企画による地域活性化
 ジェネラリストコース…ビジネスの基本的な知識・技術を幅広く学習

○高等教育機関や産業界との連携による学習活動(令和6年度)

- ・ 高等教育機関：5校 18件
- ・ 企業・法人等：8社 70件

大阪ビジネスフロンティア高校（グローバルビジネス科）

○学びの特色

- ・ 全国初の英語とビジネスを専門的に学ぶ「グローバルビジネス科」を設置し、高大接続7年間の専門教育を通じて国際ビジネス社会で活躍できる人材を育成。
- ・ 高大接続7年間の専門教育として、大学や産業界と連携した実践的なビジネス体験ができる授業を展開

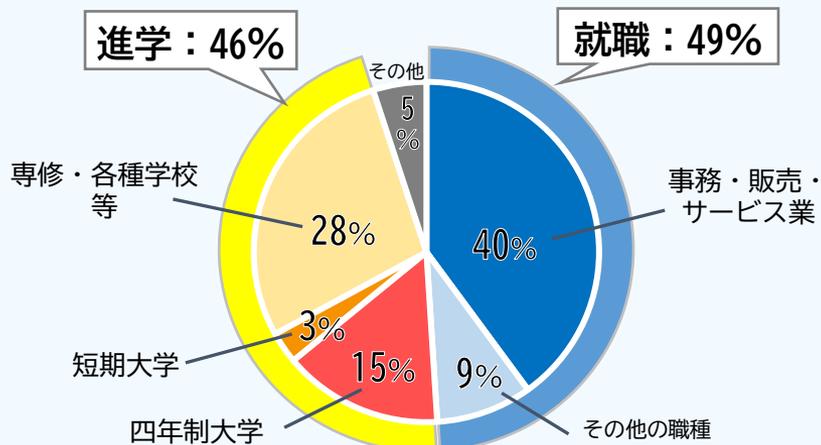
○高等教育機関や産業界との連携による学習活動(令和6年度)

- ・ 高等教育機関：7校 17件
- ・ 企業・法人等：17社 46件

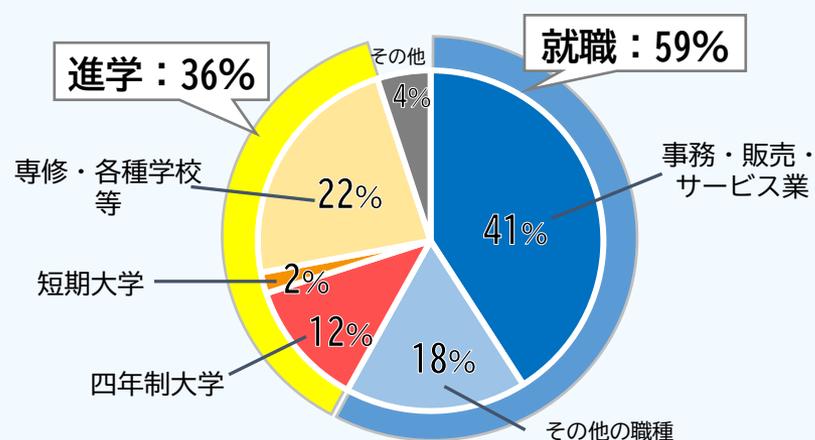
学校別の状況②（卒業後の進路状況（令和6年度））

- 商業科は約半数の生徒が企業等に就職。グローバルビジネス科は8割弱が進学。
- 就職者の大半は「事務・販売・サービス業従事者」が占めている。
- 専修・各種学校の進学先は商業系だけでなく、理美容や福祉など多岐にわたっている。

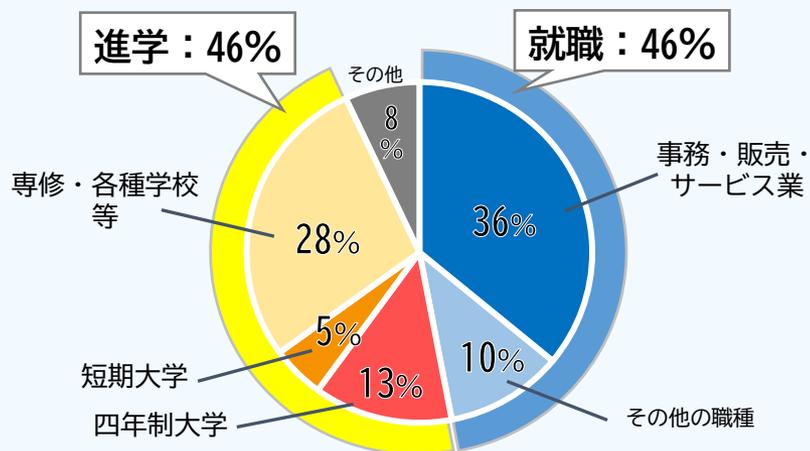
淀商業高校（商業科）



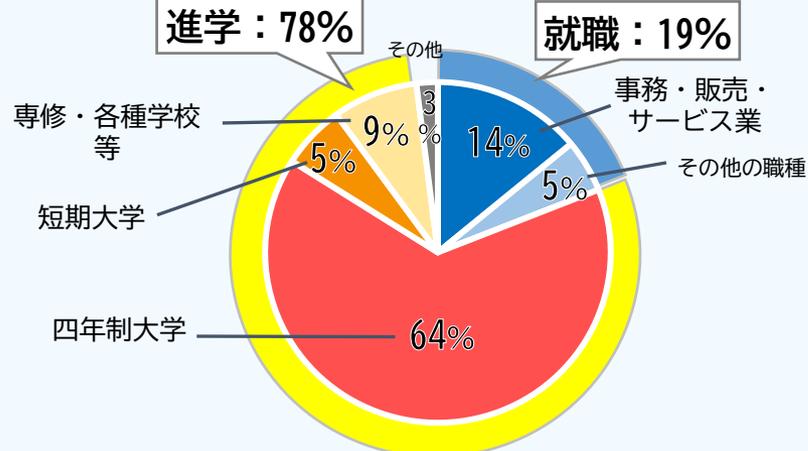
鶴見商業高校（商業科）



住吉商業高校（商業科）

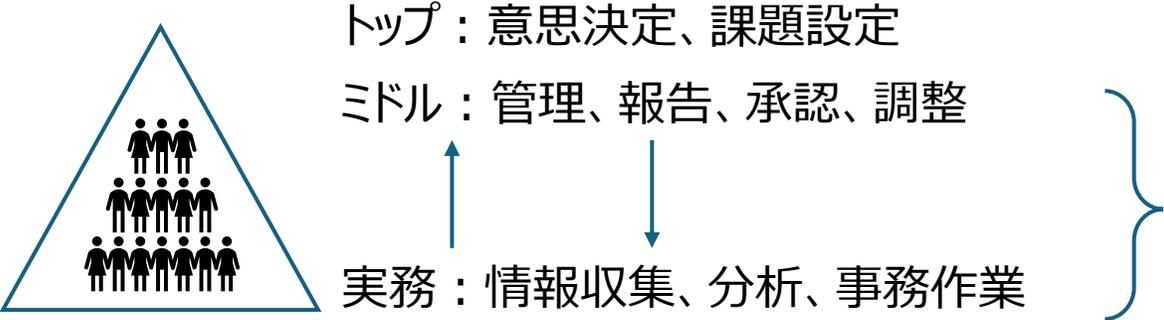


大阪ビジネスフロンティア高校（グローバルビジネス科）



AI時代の仕事の二極化：価値創出の役割と必要能力

従来：階層組織（OJTで育つ）



・実務層は情報収集や集計・分析を通じてミドル層やトップ層を支え、その過程で判断軸や暗黙知、業界知識を**徒弟制的に継承**。

・ミドル／トップ層は実務層を手足として使う代わりに、レビューや口頭指導等を通じて**スキルと判断基準を共有**し、人材を階段状に育成。

∴情報の上申と承認が日常的な学習機会となり、**OJT**が能力形成の中心。



二極化

リーダー、アントレプレナー：意思決定、課題設定、管理



プロフェッショナル：課題解決、管理（AI/システム）
解決策、分析はAIが示す

・デジタル化/AI等を活用して効率的業務遂行できる仕組みで**新たな（少数）組織/ビジネスの誕生**

・**デジタル(リモート)化・AIの発展により、「手足」としてのニーズが大きく減少**
→**ミドル・実務（事務）職などの職が減少**

*デジタル化 = ミスなく
AI化 = ある程度ミスしてもよいが高度、創造的なこと



リーダー／アントレプレナー

課題設定と戦略的方向づけ

果たすべき役割

- ・何に賭けるかを定める（課題設定・優先順位・撤退判断）
- ・資源配分の設計・調達（ヒト・モノ・カネ）
- ・AIガバナンス（責任の所在・統制・ベンダー管理）

求められる能力

- ・課題設定力・批判的思考（論点設計）
- ・AIマネジメント（導入判断・統制）
- ・会計・ファイナンス（価値評価・資本コスト・資金繰り）
- ・資金調達・ビジネスモデル構築

プロフェッショナル

課題解決と仕組み化・運用

果たすべき役割

- ・（AIを使って）課題を解く（分析→実装）
- ・業務を仕組みにする（プロセス再設計・KPI設計）
- ・運用で改善する（品質管理・説明責任）
- ・AIガバナンス（責任の所在・統制・ベンダー管理）

求められる能力

- ・プログラミング／データサイエンス（数学）
- ・AI運用・分析スキル（実装・運用含む）
- ・**自走的（継続的）学習・改善力**

変化のポイント

現代社会を取り巻く環境の変化と求められる対応

VUCA

従来の不確実性

変化・不確実性・複雑性・曖昧性

🔄 これらにどう対処するか？

BANI

新たな混沌

もろさ・不安・非線形・理解不能

🛡️ 不安や脆さにどう向き合い、柔軟に対応するか？

現代社会の変化

- 📺 デジタル技術の飛躍的な発展
- 🗣️ 価値観や文化の変容
- 🌐 国際的な不確実性の増大など

- 🌐 グローバル化の加速
- 🌿 気候変動や環境問題の深刻化

i 学校教育に求められる転換

このような時代において、学校教育には「知識の習得」だけでなく、「自ら考え、行動し、責任をもって意思決定する力」を育成することが強く求められる。

そのために必要な能力

これからの時代を生き抜くために育成すべき4つの力



01

自ら課題を発見する力

受動的な学習ではなく、身の回りの事象に疑問を持ち、自ら問いを立て、解決すべき本質的な課題を見つけ出す能動的な姿勢と洞察力。



02

他者と協働する力

多様な背景や価値観を持つ他者と対話を重ね、互いの強みや特性を生かして協力しながら、一人では達成できない目標を実現する力。



03

失敗から学び改善する力

失敗を恐れずに新たなことに挑戦し、その結果を振り返って分析することで、次の行動へとつなげる柔軟な思考とレジリエンス。



04

社会と接続した実践的学び

学校内の知識にとどまらず、実社会のリアルな文脈の中で知識を活用・応用し、社会とのつながりの中で自己の役割を認識する経験。

表面的なものと本質的なもの

表面的な要求 (Voice of Customer)



具体的な要求

「橋を作って！」

🗨️ 問題提起としての「要求」

人々はしばしば、抱えている課題そのものではなく、自分たちが思いついた解決策を要求する。しかし、これは対話の出発点に過ぎず、本質ではない。

本当のニーズを探る

手段 (Means) と目的 (Purpose) の分離



RECEIVER聞き手

「なんで橋が欲しいの？」



 TRUE NEED

「私は向こうに行かなければなら
ないの。」



REQUESTER利用者



手段の奥にある「目的」を見つける

「橋を作る」ことは一つの手段に過ぎない。
対話を通じて「向こう岸へ渡る」という真の目的（ニーズ）を理解する能力が求められる。

向こうに行く方法



ロープをはる

既存の地点をつなぎ
最小限のリソースで移動する



泳ぐ

道具に頼らず
個人の基礎能力を高めて挑む



船で渡る

既存の技術や道具を活用し
効率的に移動する



トンネルを掘る

見えないルートを開拓し
根本的な経路を作る



気球を使う

視座を高く持ち
空中からアプローチする



その他の方法

まだ見ぬ技術やアイデア
可能性を広げる



重要なのは「橋がないから行けない」と諦めるのではなく、
目的達成のために「今ある環境で何ができるか」を柔軟に発想すること

どうして向こうに行かなければいけないの？

目的の再定義と新たな解決策の発見



“

表面的な課題（川を渡れない）だけでなく、
根本的な目的を問い直すことで、教育のあり方そのものを変革できる。

実践的学びの成果

経験から得られる確かな力と未来への展望



01

マネジメント力の育成

学生ベンチャーでの失敗やリスクヘッジを実体験として積み重ねることで、不確実な状況下でも組織やプロジェクトを適切に管理・運営する高度なマネジメント能力が培われる。



02

リーダーシップの発揮

主体的な活動経験は、卒業後の就職先においても活かされる。特に新規事業開発などの正解のない領域において、プロジェクトリーダーとして周囲を牽引する活躍が期待できる。



03

インプットとアウトプットの循環

起業や会社経営の実践には多岐にわたる知識が不可欠。「アウトプット（実践）」するために必要な「インプット（学習）」を自ら求めるようになり、質の高い知識習得のサイクルが生まれる。



04

自己探求とマインドセット

3年間という時間を自らマネジメントする経験を通じて、自分の本当に好きな「モノ・コト」を深掘りし、生涯にわたって学び続けるための強固なマインドセットを確立する。

学校教育審議会「商業教育部会」

第1回（2026/1/30）提出資料

大阪商工会議所
人材開発部 小林幸治

I. 企業が求める人材

【スキル】

■ ITスキル

⇒AIを活用できる人材に関心が高い。

■ コミュニケーション

⇒メールやSNSなどでのコミュニケーションは問題ないが、リアル対面でのコミュニケーションが苦手な若者が増えているとの意見がある。

■ 語学（英語）

⇒国内において外国人と接する機会が増えていく。
不得手であっても、通訳アプリを活用できるスキルを身につけることで、外国人とコミュニケーションは取ることができる。

■ ファシリテート

⇒他社・異業種との連携や共創など機会に対応するには、多様な価値観や考え方を理解し、調整する能力が重要になる。

【スピリット】

- ・ 挑戦志向、成長志向（現状に甘んじることなく、常にイノベーションに挑戦）
- ・ 包括性（インクルージョン）

*スキルとスピリットの両方が重要。

AIをはじめとする技術革新のスピードが年々速まる時代となり、スキルのアップデート（リスキリング）が必要。

Ⅱ. 起業

- ・ 企業や組織の一員として働くことを前提とした教育とともに、自らビジネスを創造する楽しさ（やりがい）を実感できる教育も重要。
⇒ 起業家からは、若いころに起業家との出会いが起業を目指すきっかけとなったとの声を聞く。
- ・ 後継者もイノベーションが重要であり、起業教育は後継者にも参考になると思われる。

【参考】 特色ある学校

- ・ 神山まるごと高専 ⇒ 起業家の育成。
- ・ 広島県立広島叡智学園 ⇒ ほとんどの授業を英語で行う。多くの生徒が海外の大学へ進学。
- ・ ブルーカラーの再評価 ⇒ 生成AIが急速に進歩・普及する中、いわゆる「ホワイトカラー」と異なり、現場の技術系人材はAIに仕事を代替されにくい。
人手不足も相まって高収入を得る事例が目立つようになり、米国などでは「ブルーカラービリオネア」とも呼ばれる。